

食品寄附等に関するDX分科会 第3回

食品寄附におけるデータ標準化ガイドライン案 概要

2024年12月25日

1. 「食品寄附におけるデータ標準化ガイドライン」作成の目的

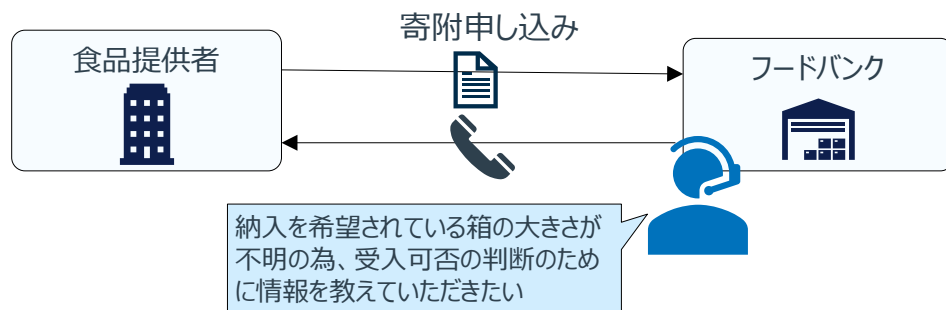
食品寄附の現場では関係者間で食品や事業者に関する情報のやり取りが行われているが、現状では情報の粒度や定義が地域や事業者ごとに異なっていることで、事業者をまたぐやり取り、とりわけ初めて取引を行う相手との情報授受の際に紐づけの手間が生じてしまっている。

「食品寄附におけるデータ標準化ガイドライン」（以下、本ガイドライン）では授受の際のデータ項目やその定義、商品分類コードを標準化することで、情報の授受にかかる負荷の低減や、寄附機会の拡大を目指す。

データ標準化の必要性

- 事業者、地域ごとにデータ項目が事業者ごとに異なることで、情報を受け取った側は、不足している情報の追加確認等を電話等で行う必要がある。
- また、データ項目は同じでも定義が異なる場合には情報を受け取った側で誤認等が発生してしまうリスクがある。
- 本事業ではデータ項目や定義の標準化を実施して、それに沿った運用を推奨することで上記の課題の解消を目指す。

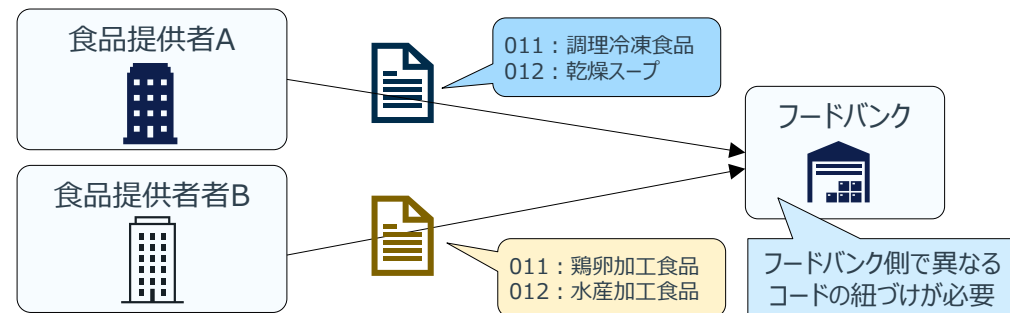
例) フードバンクが必要とするデータ項目が不足している場合・・・



商品分類コード標準化の必要性

- 事業者・地域ごとに扱う食品等のコードが異なれば、授受を行う両者間でデータの紐づけを行う等の負担を強いられることになる。
- 本事業では既存の食品関連のコード等を参考にしながら食品寄附において扱うコードの標準化を実施して、効率的な運用の実現を目指す。

例) 商品分類コードが食品提供者によって異なる場合・・・



2. 本ガイドラインの対象業務と活用の前提

本ガイドラインでは、食品寄附者から中間支援組織を介して直接支援組織に食品を流通させる際に授受されるデータについて、食品寄附関係者からのご意見をもとに仕様化しており、特に企業による寄附を想定している。

円滑な食品データの授受に資するものとなるため、可能な範囲でガイドラインに沿った運用を頂くことが望まれる。

本ガイドラインの対象業務

食品寄附者から中間支援組織に寄附食品の寄付を行う際の情報のやり取りおよび、中間支援組織から直接支援組織へ食品提供を行う際の情報のやり取りを対象としてデータ項目等の仕様を策定した

No.	分類	関係する事業者	概要
1	食品寄附	食品寄附者 中間支援組織	食品寄附者から中間支援組織に寄附食品の受入を依頼する。依頼にあたり、寄附する食品の情報や賞味期限、受入方法等を連携する。
2	食品提供	中間支援組織 直接支援組織	直接支援組織が中間支援組織等に提供可能な食品の在庫等を問い合わせ、その一覧を取得する。取得した提供可能な食品の一覧から、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、食品の授受を行う

本ガイドラインの活用の前提

- 本ガイドラインでは食品寄附に関するデータのやり取りを行う者を対象にしているが、企業による大口の食品寄付が行われるケースをモデルケースとしてデータ項目を作成しているため、関係者によっては実際の運用と乖離があることも想定され得る
- 小口の寄附のケースでは必ずしも全ての業務やデータ項目等が適用されないケースもあることが想定される
- その場合はデータ項目における定義は共通化していただいた上で、推奨のデータ項目は採用いただきつつ、任意とするデータ項目においては寄附者とフードバンク間の取り決め・合意内容に沿った運用をしていただくなどの柔軟な運用も可能である

3. データ項目の標準化について（1/3）

食品寄附関係者間で授受を行うデータ項目について、データ項目名、定義、形式、推奨/任意の別を取り決め、各関係者で共通の定義を以てデータを流通させることができるよう、以下のように仕様案を定めている

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
食品の受取に関する情報				
1	寄附食品保管場所	半角・全角文字列	推奨	食品寄附者側での寄附予定食品の現在の保管住所を記載
2	提供方法	選択式 (引き取り/送付)	推奨	中間支援組織が食品寄附者の倉庫にて引き取る場合は「引き取り」を。食品寄附者から食品を送付する場合は「送付」を選択する 注：両方のパターンが当てはまる場合については、両方を選択する形とする。
3	送料負担者	択一式 (食品寄附者/中間支援組織)	推奨	食品を提供するにあたり、提供方法が「送付」の場合かつ、送料負担者が「中間支援組織」である場合は、箱・ケース外寸×総数（箱・ケース数）に基づき想定される送料を入力する。
4	送料	半角数字・数値	推奨	
5	寄附理由	複数選択（賞味期限・販売期限間近、防災品入替、過剰在庫、返品商品、外装不良、サンプル残・イベント残。その他）	任意	寄附を実施したい理由（左記から選択）
6	寄附食品の配布先	択一式（生活要支援者に限る、その他）	任意	寄附先の条件・制約があるか

3. データ項目の標準化について（2/3）

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
食品情報				
7	商品分類コード	択一式	推奨	当該商品の分類を識別するためのコード 注：コードの詳細は「4. 商品分類コードの標準化について」にて記載
8	商品名	全角・半角自由記述	推奨	当該商品の名称 注：JANコードの利用が可能な場合はバーコードリーダーを使用して商品に貼付されているJANコードを読み取り、JANコード統合商品情報データベースから商品名を照会し入力。またはシステム内で連携して自動入力。 JANコードの利用が難しい場合は、商品に記載されているメーカー既定の商品名を入力する。 生鮮食品などの商品名が定められていない食品の場合は、名称（りんご、キュウリ等）を入力。 個人からの寄附等において複数の商品が詰め合わせとして梱包されている場合、または袋に入られている場合は、代表的な商品名のみでの入力でもよい。
9	JANコード	半角数字13桁または8桁	任意	JIS-X0507 バーコードシンボル-EAN/UPC-基本仕様にて規定されている、商品用の流通コード
10	アレルギー情報	選択式	任意	アレルゲンの「特定原材料等」として指定されている28品目を含む食品であるか
11	管理温度帯	択一式（常温・冷蔵・冷凍）	推奨	食品寄附者側での寄附予定食品の管理温度帯
12	賞味期限	半角数字、日付型 （YYYY/MM/DD）	推奨	当該食品の賞味期限 日単位の記載がない商品については、月末を賞味期限とみなし記載する。 長期保存を想定していない生鮮食品や賞味期限の記載がない食品については、9999年99月99日と記入する

3. データ項目の標準化について (3/3)

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	項目説明
13	寄附予定日（開始）	半角数字、日付型 (YYYY/MM/DD)	推奨	寄附者が送付可能な日又は中間支援組織が引取可能な日 開始と終了の期間は2か月を推奨
14	寄附予定日（終了）	半角数字、日付型 (YYYY/MM/DD)	推奨	
15	商品画像	半角英数字、文字列	任意	中間支援組織が、一覧の中に画像を出力したい場合は、その画像 のURLを出力
16	ウェブサイトURL	半角英数字	任意	商品を紹介するウェブページ
17	総数	数値、半角数字	推奨	提供食品の総数、箱またはケース単位で寄付される食品については 箱またはケースの総数
18	箱・ケース当たりの個数	数値、半角数字	任意	箱またはケース単位で寄付された食品について、1箱または1ケースあ たりの当該商品の個数
19	箱・ケースあたりの重量	数値、半角数字	任意	箱またはケース単位で寄付された食品について、1箱または1ケースあ たりの重量
20	箱・ケース外寸	文字列、半角英数字	任意	箱またはケースの外寸（長さ（W）・奥行（D）・高さ（H）/cm 単位）
21	提供形態	択一式（パレット、その他）	推奨	提供時に、パレットに積載した状態で受け渡しをするか、その他の方 法を取るか
22	製造者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の製造事業者名
23	加工者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の加工事業者名
24	輸入者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の輸入事業者名
25	販売者	全角・半角自由記述	任意	当該商品の販売事業者名

4. 商品分類コードの標準化について（1/3）

食品業界で利用されているJICFS分類コード等の既存の分類体系では、フードバンクで取り扱わない項目が多く粒度も細かいことを踏まえて、各地のフードバンクで独自に利用されているコード体系を参考に、本ガイドラインでは食品寄附向けの商品分類コードを新たに設定した

商品分類設定の考え方

- フードバンクやフードパントリー等が食品を取り扱う際の分類については、一般的な食品分類と比べ、食品寄附の実情に合わせた運用がなされている。
- 例えば、家庭への寄附食品の分配に際し、各家庭のフライパンや電子レンジ、電気ガスの利用状況等を踏まえて、食べられない食品が混じることの無いように、「缶詰・びん」「レトルト食品」「インスタント食品」等、食べ方に応じた分類が設定されているケースが多い。また、貯蔵可能な食品を中心に提供する必要があることから、生鮮食品以外の食品について比較的細分化した分類が設定されている。
- このような既存のフードバンクの食品分類コードを参考に、以下の通り食品寄附に係る標準食品分類コードの設定を行った。
- 既に使用されている商品分類がある場合にはそのままご使用いただくことが想定されるが、複数のフードバンク間等にてやり取りされる際には以下の商品分類コードへの紐づけを行った上でのデータ授受を推奨したい。

商品分類コード表（案）

No.	食品分類	定義	食品例
01	米	精米のほかに、アルファ米や、パックご飯等調理して利用できる米も含む	精米、アルファ米、パックご飯等
02	その他主食	米を除く主食	パン、餅、シリアル、麺等
03	生鮮食品	生鮮であることが求められる食品	肉・魚・卵・野菜・果物等
04	缶詰・びん	空けてそのまま食べられる食品。調味料は含まない。	魚介缶詰、佃煮瓶、フルーツ缶、ジャム等
05	レトルト食品	加熱・湯煎して食べられる食品	レトルトカレー、レトルトシチュー、どんぶりの具、パスタソース等
06	インスタント食品	水・湯利用で食べられる食品	インスタント麺、フリーズドライ、春雨・寒天、インスタントみそ汁等
07	冷凍食品	製造または加工した食品を凍結させ、容器包装に入れたもの	冷凍食品
08	乾物	野菜や海藻類、魚介類などの食材を乾燥させて水分を抜き、常温で数ヶ月以上保存できるようにした食品	焼き・味付け海苔、ふりかけ等
09	粉類	穀類や豆類を粉にして調理した物	小麦粉、パン粉、お好み焼き粉等
10	調味料	食品への味付けを目的としたもの	塩、砂糖、ソース等
11	菓子類	食事のほかに食べる嗜好品	チョコレート、グミ、スナック菓子等
12	飲料	飲用を目的とするもの	缶・ペットボトル・パック等の飲料 飲料用の粉末等
13	その他食品	上記以外の食品	上記以外の食品
14	食品以外の商品	食品以外の商品	日用品等

4. 商品分類コードの標準化について（2/3）

紐づけの際の参考として頂くことを目的に、JICFS食品分類と、商品分類コードとの対応表を整理した。

JICFS分類			JICFS食品小分類表	対応する標準食品分類コード
大	中	小		
1	1		加工食品	
1	1	01	調味料	No.10 調味料
1	1	02	食用油	No.10 調味料
1	1	03	スプレッド類	No.10 調味料
1	1	04	乳製品	乳飲料はNo.12 飲料 クリーム等はNo.10 調味料 デザート/ヨーグルト等は No.11 菓子類
1	1	05	調理品	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 のいずれか
1	1	06	スープ	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 のいずれか
1	1	07	冷凍食品	No.07 冷凍食品
1	1	08	缶詰	No.04 缶詰・びん
1	1	09	粉類	No.09 粉物
1	1	10	ホームメイキング材料	No.09 粉物
1	1	11	麺類	No.02 その他主食
1	1	12	パン・シリアル類	No.02 その他主食
1	1	13	穀物	米はNo.01 米 それ以外はNo.02 その他主食
1	1	14	加工肉類	No13 その他食品
1	1	15	練り製品	No13 その他食品
1	1	16	漬物・佃煮	No13 その他食品
1	1	17	水物	No13 その他食品
1	1	18	惣菜類	No13 その他食品
1	1	19	農産乾物	No.08 乾物
1	1	20	加工水産	No13 その他食品
1	1	21	その他加工食品	No13 その他食品

4. 商品分類コードの標準化について（3/3）

JICFS分類			JICFS食品小分類表	対応する標準食品分類コード
大	中	小		
1	2		生鮮食品	
1	2	01	水産	No.03 生鮮食品
1	2	02	畜産	No.03 生鮮食品
1	2	03	農産	No.03 生鮮食品
1	2	04	その他生鮮食品	No.03 生鮮食品
1	3		菓子類	
1	3	01	菓子類	No.11 菓子類
1	3	02	デザート・ヨーグルト	No.11 菓子類
1	3	03	珍味	No.13 その他食品
1	3	04	アイスクリーム類	No.11 菓子類
1	3	05	その他菓子類	No.11 菓子類
1	4		飲料・酒類	
1	4	01	嗜好飲料	No.12 飲料
1	4	02	果実飲料	No.12 飲料
1	4	03	清涼飲料	No.12 飲料
1	4	04	乳飲料	No.12 飲料
1	4	05	アルコール飲料	No.12 飲料
1	4	06	酒類を含むセット商品	No.12 飲料
1	4	07	その他飲料・酒類	No.12 飲料
1	5		その他食品	
1	5	01	乳幼児食品	No.13 その他食品
1	5	02	健康食品	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 No.13 その他食品のいずれか
1	5	03	食品贈答品	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 No.13 その他食品のいずれか
1	5	04	その他食品	No.13 その他食品

5. 今後の予定

現状版のガイドライン案は第2回DX分科会および終了後に委員の皆様から頂いたご意見を踏まえて作成した。

今後はさらに内容の精査を行うことを予定しており、つきましては本案の内容について委員およびオブザーバーの皆様より忌憚ないご意見を頂きたい。

2025年2月～3月に実施予定の第4回DX分科会にて、それまでに頂戴したご意見を反映したガイドライン案を再度照会させていただく予定である。

NTT DATA

株式会社NTTデータ経営研究所

Lighting the way
to a brighter society